



新上五島町で実施している、 高齢者に関係のある制度をご紹介します！

介護用品購入費助成事業（紙おむつ及び尿とりパット）

対象者：住民税が非課税の世帯で、要介護1～5の認定を受けている方を自宅で介護している家族
（施設入所・入院中の方は対象外）

内 容：購入の費用を助成します。

要介護1～3 月額 5,000円

要介護4～5 月額10,000円

生活管理指導事業（短期宿泊）

対象者：介護保険の認定を受けていない高齢者で、虚弱で一人での生活に不安のある方

内 容：施設に宿泊し生活習慣等の指導や健康管理を受ける。

非課税世帯 1日／1,000円

課税世帯 1日／2,000円

※利用期間は7日以内

食の自立支援事業（配食サービス）

対象者：65歳以上の高齢者のみの世帯等、見守りが必要な方で、買い物や調理ができずお困りの方

内 容：お弁当の配達を通して見守り等の支援を行います。

1食 500円／1日1食・週6日まで

軽度生活支援事業（ホームヘルプサービス）

対象者：要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、退院後間もないなど一時的に家事の援助が必要な一人暮らし高齢者

内 容：ヘルパーが訪問し、簡単な身のまわりの手伝いを行います。1回1時間 300円／週2回まで。

※利用期間は6ヶ月以内

家族介護慰労金支給事業

- 対象者：要介護4・5の認定を受けており、1年間介護サービスを利用しないで介護された家族
内 容：慰労金を支給します。
年額100,000円

在宅あんしんサポート（シルバーホーン事業）

- 対象者：65歳以上の一人暮らしの高齢者
内 容：福祉電話のレンタルを行う際にその料金を助成します。
機器使用料 月／180円
回線使用料 月／1,680円※
配線使用料 月／63円※ ※は電話回線がない場合

成年後見制度利用支援事業

- 対象者：成年後見制度の申立人、及び本人で、生活保護を受けているなど、助成金の交付を受けなければ申立てを行うこと、制度を利用することが困難な方
内 容：申立に係る診断料等の諸経費や第三者後見人に支払う報酬を助成します。
諸経費とは…申立て時にかかる印紙、切手代、診断書や鑑定料のこと
※諸経費、報酬ともに助成の上限があります

介護予防事業

- 対象者：65歳以上の高齢者
※さまざまな介護予防の教室を実施しています。
開催地区や開催期間がそれぞれ違いますので、詳しくはお問い合わせ下さい。
内 容：地域ミニデイサービス／転倒予防体操教室
フラダンス／演歌体操／スクエアステップ
みるみる元気塾／シニアヨガ教室

「利用したいけど私は該当する？」「もう少し詳しく聞きたい！」
そんなときはお気軽にご連絡下さい。

☆申込み・問い合わせ☆

地域包括支援センター
0959-53-1121

